

# 禁煙心理学研究会 会則

## 第1条 名称

本研究会は、「禁煙心理学研究会」と称する。

## 第2条 目的

本研究会は、禁煙推進に係わる心理学の研究、実践、普及を推進することを目的とする。

第3条 本会は前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1) メーリングリストによる禁煙心理学に関する議論
- 2) 加濃式社会的ニコチン依存度調査票 (KTSND) に関する研究
- 3) 研究会、研修会の開催
- 4) 学会発表、論文発表による研究成果の公表
- 5) その他、目的に合致した活動

## 第4条 会員

- 1) 禁煙心理学に関心を持ち、本会の目的に賛同する医療従事者、教育関係者、禁煙推進活動者などとする。
- 2) 会員は国内外のタバコ産業及び関連団体から研究助成を受けていないことを要件とする。
- 3) 新規入会の可否は、世話人会で検討する。

## 第5条 世話人

- 1) 本会は役員として若干名の世話人を置く。
- 2) 世話人は会の運営につき、世話人会メーリングリストで決定する。

## 第6条 顧問

- 1) 本会は役員として若干名の顧問を置くことができる。
- 2) 顧問は会の運営につき必要な助言を行う。

## 第7条 会則の変更

会則の変更は、世話人会および会員メーリングリスト等で十分な議論を尽くしたのちに、世話人会で決定する。

#### 第8条 雑則

会の運営に必要な細則等の事項は、世話人の合議により定める。

#### 付則

本会則は平成22年10月24日から施行する。

平成22年10月24日